

## 高槻市成合南地区土地利用協議会規約

### (名 称)

第 1 条 本協議会は、高槻市成合南地区土地利用協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目 的)

第 2 条 協議会は、高槻市成合南地区において、新名神高速道路インターチェンジの整備に伴い地区を取り巻く環境が大きく変化しようとしている中、「1000年の歴史ある美しい成合」を念頭に置き、地権者及び関係者により、本地区にとって望ましい将来の土地利用の検討を行い、良好なまちづくりを推進することを目的とする。

### (会 員)

第 3 条 会員は、別図『成合南地区対象区域図』に存する土地の所有者（共有の場合は、その代表者）とする。そのほか、成合農林組合員、成合自治会員など、理事会の承認を得て、会員になることができる。

### (活動内容)

第 4 条 協議会は、第 2 条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 地区の置かれている状況に関する研究
- (2) 新たな土地利用の可能性に関する研究
- (3) 目指すべき地区の将来像の取りまとめ
- (4) そのほか協議会の目的を達成するために必要な活動

### (役 員)

第 5 条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理 事 10 名以内

2 役員は会員の中から互選により選任する。

3 会長、副会長は役員の内互選により選任する。

4 役員の内職務は以下のとおりとする。

- (1) 会長は協議会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代行する。
- (3) 役員は理事会を組織し、第 4 条に定める活動内容を行う。

5 役員の内任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

### (監 事)

第 6 条 協議会に監事 2 名を置く。

2 監事は会員の中から選出する。監事は役員を兼ねることはできない。

3 監事は会計を監査し、総会に報告する。

4 監事の内任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

(協議会の運営)

第 7 条 協議会はこの規約に定めるもののほか、協議会活動に関する重要な事項を承認又は議決するために総会を開催する。

- 2 総会は会長が招集する。
- 3 会員が会員の 1 / 3 以上の同意を得て協議会へ総会の招集を請求した場合において、会長はすみやかに総会を招集しなければならない。
- 4 総会の議長は会員の中から選出する。
- 5 総会は会員の 1 / 2 以上の出席（委任状提出を含む）により成立する。
- 6 総会の議事は出席した会員の過半数をもって決する。
- 7 協議会は必要に応じ、研究会を設置することができる。
- 8 総会及び理事会には必要に応じ、相談役として成合農林組合役員及び成合自治会役員が出席することができる。そのほか市職員や有識者等のアドバイザー並びに協議する案件の当事者も出席することができる。

(総会の議決事項)

第 8 条 次に掲げる事項は総会の議決を経なければならない。

- (1) 重要な活動方針に関する事
- (2) 規約、役員
- (3) 解散
- (4) 前各号に定めるもののほか、協議会の運営等に関する重要な案件

(理事会の運営)

第 9 条 理事会は会長が招集する。

- 2 理事会の議長は会長がこれにあたる。
- 3 理事会は役員 1 / 2 以上の出席により成立する。
- 4 理事会の議事は出席した役員 1 / 2 以上の過半数をもって決する。

(会 計)

第 10 条 会の運営に要する費用は、成合農林組合等からの助成金をもってあてる。

- 2 会の開催、出張費等に要する費用は会の会計から支弁する。

(事務局)

第 11 条 協議会の事務局は、高槻市都市創造部都市づくり推進課に置く。

(会長への委任)

第 12 条 この規約に定めのない事項については、理事会の議決を経て会長が定める。

(その他)

第 13 条 協議会がその目的を達成したとき、若しくは、理事会が必要と認めるときは、総会の議決を経て解散する。

付 則

この規約は、平成 25 年 8 月 31 日から施行する。

# 成合南地区对象区域图

